

## コラム 75— ポツダム宣言の解釈

ポツダム宣言は 13 項目からなりますが、その第 5 項に「われらの条件は、以下の通りである。われらは、右の条件より離脱することはない。右に代わる条件は存在しない。われらは、遅延を認めない。」と書いてあります。

これはポツダム宣言が、無条件降伏ではなく、有条件降伏であり、占領軍が日本を好き勝手にできないことを示しています。第 5 項は、日本政府に対し、次の条件で戦争をやめようではないかという申し入れであるということでもあります。

ポツダム宣言における有条件とは 6 項から 13 項までを示しており、重要な点を見てみますと、ポツダム宣言の第 8 項には「カイロ宣言の条項を履行」、第 9 項「日本軍隊は完全に武装解除された後、各自の家庭に復帰」、第 10 項「言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重」、そして、第 13 項には「日本国政府は、直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言」と書かれており、これらの条件を受け容れた上で、降伏せよというものであって、日本が受け容れるのであれば、連合国側もこれらの条件を遵守するというものであることをよく理解しておく必要があります。したがって、無条件降伏を明示しているのは、日本国軍隊の無条件降伏ということでもあります。

日本政府は、この宣言を受け入れ、日本国軍隊を完全に武装解除をし、降伏させました。しかし、連合国側は、この宣言を守らず、日本から取り上げる島は、1914 年の第一次世界大戦の開始以後に、日本が取ったり、占領したりした一切の島であるとした第 8 項「カイロ宣言の条項を履行」については、北方領土は全くその対象に入っていないにもかかわらず不法占領されたままになっており、カイロ宣言が履行されていないのです。また、第 9 項「日本軍隊は完全に武装解除された後、各自の家庭に復帰」については、ソ連がシベリア抑留の日本人 60 万人以上を帰さなかったばかりか、約 6 万人以上の日本人が苛酷な強制労働をさせられ、帰らぬ人となりました。

第 10 項「言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重」についても、苛酷な言論統制、宗教統制が行われたのです。

1945 年 9 月 2 日、ミズーリ号でポツダム宣言の調印式があり、これは「宣言」を「条約」にする儀式であります。にもかかわらず、9 月 6 日には、トルーマンからマッカーサーあてに、連合国と日本とは契約的基礎の上に立つものでなく、日本政府の無条件降伏を基礎とするものであって、マッカーサーの命令を遵守させる旨の通達があったのです。ポツダム宣言は、有条件降伏であったにもかかわらず、トルーマンはポツダム宣言の契約に違反する通達をしたのです。